

トラストサービス検討ワーキンググループ（第7回） 議事要旨

1 日 時

令和元年5月31日（金）16:00～18:00

2 場 所

総務省8階 第1特別会議室

3 出席者

（構成員）手塚主査、宮内主査代理、新井構成員、小笠原構成員、小川構成員、楠構成員、柴田構成員、袖山構成員、谷構成員、中村構成員、西山構成員、宮崎構成員

（ヒアリング対象者）株式会社エディオン菊池氏、西日本旅客鉄道株式会社近重氏（オブザーバー）高田内閣官房情報通信技術総合戦略室企画官（吉田参事官代理）、福崎法務省参事官室局付、吉賀法務省参事官室局付、中村法務省法務専門官、布山経済産業省情報プロジェクト室係長、河本経済産業省サイバーセキュリティ課課長補佐、山内一般財団法人日本情報経済社会推進協会常務理事

（総務省）竹内サイバーセキュリティ統括官、泉大臣官房審議官、近藤参事官（国際担当）、赤阪参事官（政策担当）、豊重サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐、小笠原大臣官房企画課長、山路データ通信課長、小高情報システム管理室長

4 配付資料

資料7-1 宮崎構成員提出資料

資料7-2 袖山構成員提出資料

資料7-3 一般財団法人日本情報経済社会推進協会提出資料

資料7-4 トラストサービス検討ワーキンググループ中間取りまとめ骨子（案）

参考資料7-1 トラストサービス検討ワーキンググループ（第6回）議事要旨

5 議事要旨

（1）開 会

（2）議 題

① 前回会合の振り返り

事務局から参考資料7-1に基づき、前回会合の振り返りが行われた。

② 構成員ヒアリング等

宮崎構成員から資料7-1について、袖山構成員、菊池氏及び近重氏から資料

7-2について、山内理事から資料7-3について説明が行われた。

③ 意見交換（前半）

構成員ヒアリング等の後、意見交換が行われた。主な意見等は次のとおり。

宮内主査代理：宮崎構成員の資料によれば、フランスではタイムスタンプから e シールに移行しているとのことだが、移行が進んだのは、法律的な理由からか、e シールの方が使いやすいからか。

宮崎構成員：タイムスタンプのみでは、存在証明にはなるがどこが発行したものが不明確。どこが発行したかを明確化したいというニーズはもともとあったが、eIDAS 規則以前は e シールに法的根拠がなかったため、仕方なくタイムスタンプを使用していたケースもあったのではないかと推測される。

宮内主査代理：受け取り手にとって e シールのほうが望ましいという理由があったということか。

宮崎構成員：然り。

柴田構成員：宮崎構成員から説明があったとおり、タイムスタンプ自体が減っているわけではなく、タイムスタンプ単独での発行が減っているに過ぎない。Cryptolog 社の e シールの発行には全てタイムスタンプが付いていると認識。具体的には、Advanced eSignature である PAdES が用いられている。

手塚主査：EU におけるユースケースや、ユーザー企業視点からのトラストサービスの必要性について発表があったが、トラストサービスがどのようなケースで必要とされるか、議論を深めたい。

西山構成員：宮崎構成員から説明のあった Cryptolog 社のデータにもあるように、電子署名よりも e シールのほうが発行数が多い。電子契約の例でいえば、電子契約書一本に対して、付随する書類は請求書や納品書等数多く存在し、それら全ての電子化に電子署名を用いると少しヘビーであり、組織証明によってもう少し簡易的、効率的に電子化したいというニーズがあるのだろう。

柴田構成員：袖山構成員から、インボイス制度が開始されると適格請求書発行事業者の登録簿がデータベースで提供されるようになるところ、e シールをつけたものがあれば、課税事業者がデータベースをチェックしに行かなくても、単独のトークンである e シール付きの電子インボイスを確認するだけで、適格請求書発行事業者か否かを確認できるようになるという説明があった。

全ての電子インボイスに e シールがついているのであれば、課税事業者はデータベースとのやりとりをする必要はなくなるが、e シールがついているものについていないものが混在すると、課税事業者は両方に対応したシステムを作らざるを得なくなるため、全ての電子インボイスは e シールをつけて発行できるようになると良い。

袖山構成員：適格請求書発行事業者登録簿は、消費税法において税務署長は適格

請求書発行事業者を公表しなければならないと規定されていることをうけて、国税庁のホームページで公表されることになっているが、この登録簿を一件一件確認するのは課税事業者にとって負担が大きい。

国税庁側としても、適格請求書発行事業者の発行した請求書が、間違いなく消費税の課税仕入れができるという処理を課税事業者側で行えないと、適正な消費税徴収の執行ができない。

登録簿を API やデータベースとして提供できれば、国税庁側も納税者側も非常に事務負担が減るだろう。

新井構成員：国税庁の適格請求書発行事業者登録簿の事業者の登録はどのように行われるか。

袖山構成員：登録簿に登録するには、税務署長に申請をする必要がある。申請後、登録簿に税務署長が登載し、登録番号が課税事業者に通知される。その通知された登録番号を請求書に記載して発行しなければ適格請求書にはならない。

新井構成員：適格請求書発行事業者として登録されるにあたって、事業者に適格性は求められないか。

袖山構成員：事業者には、消費税の申告をしている課税事業者と消費税の申告を免除されている免税事業者が存在。間違いなく消費税の課税事業者に対する支払いであることを証明するために、国税庁に課税事業者の登録をし、登録された事業者が適格請求書発行事業者となる。適格請求書発行事業者には、発行する請求書に8%の税率のものと10%の税率のものを区分して、本体価格と消費税額を具体的に記載して発行しなければならないとか、適格請求書発行事業者登録簿に登録されている登録番号を請求書に記載をしなければならないといった事務が発生。

新井構成員：事業者が申請をすれば大体の場合は番号がもらえて、適格請求書が発行できるというイメージでよいか。

袖山構成員：2年前の課税売り上げが1,000万円を超えた場合に課税事業者になる。1,000万円以下であっても、課税事業者の選択届を提出すると課税事業者となり、適格請求書の発行事業者にはなり得る。

手塚主査：適格請求書は我が国にとって非常に重要なアプリケーションであるところ、eシールを利用することにより適格な運用が期待されるだけでなく、他の制度にもeシールの利用が広がっていくだろうという理解でよいか。

袖山構成員：然り。

西山構成員：EUでは、適格eシールに用いる組織名義の電子証明書は登記情報と紐付いている必要がある。我が国では、電子委任状法に基づく適格電子委任状取扱事業者が発行する電子委任状は必ず登記情報に紐付いて発行されている。したがって、電子委任状の認定を受けた電子証明書を用いて、eシールに用いる組織名義の電子証明書の発行申請をするような制度整備をすれ

ば、必ず登記情報に紐付いた形で e シールの発行ができるようになると考えられる。

手塚主査：自主基準で運用するのではなく、制度的にトラストアンカーを位置づけた上で e シールが発行されるようにすることが非常に重要という趣旨の意見と理解。

新井構成員：宮崎構成員からも eIDAS 規則の発効を契機に e シールの発行数が急増しているという発表があったとおり、安心して e シールを使えるようにするために、制度化は必要。

また、西山構成員から発言があったとおり、e シールは登記と結びついていることが重要であることから、電子委任状の電子証明書を発行する際の法人に関する審査は参考にできる。しかし、e シールは組織の証明、電子委任状は個人の証明が元になるため、根本的に制度として違う。電子委任状の電子証明書とは別に、e シールの枠組みの中で組織と商業登記を紐付けられる制度を作らなければならない。

手塚主査：e シール以外についても何か意見はあるか。

中村構成員：トラストサービスに関して、サービス側の目線で議論が進んでいるように感じている。ウェブサイト認証に関して言えば、普通の HTML の画面への信頼、接続相手の信頼といった点について、トラストサービスという枠の中でどこまでやるべきかについて、ヨーロッパの調査の事例からご教示願いたい。

具体的には、1対1の非対面で通信する相手の確認という点と、転々流通するデータ、コンテンツ自体の確かさという点のうち、後者が中心と捉えているが、いかがか。

宮崎構成員：データの確からしさの点は、e シールやタイムスタンプを用いて保証できる。ウェブページの確からしさについても、e シールやタイムスタンプを応用して、ウェブページの非改ざん証明や存在証明を行うことも考えられる。今回のヨーロッパの調査は e シールを中心に言い、そのような応用をしている部分があるかについては確かめられていない。

③ 中間取りまとめ骨子（案）

事務局から資料 7-4 に基づいて説明があった。

④ 意見交換（後半）

事務局からの説明の後、意見交換が行われた。主な意見等は次のとおり。

手塚主査：リモート署名について意見はあるか。

小川構成員：JT2A で議論している技術的な検討の結果について、6 月以降、電子署名法の主務 3 省に対してガイドラインの原案をもとに調整する予定。

具体的には、認証のための鍵の保管について、三つのレベルから整理をしている。一番下のレベルでは、従業員の確保や組織的な確認、運用環境、設置場所といったリモート署名事業者であれば必ず守らなければならないような、一般的なセキュリティの要件を規定している。

一段上は推奨レベルであり、鍵を管理するときにハードウェアセキュリティモジュールを使用することや、多要素認証によって認証の強度を高めることを規定。

一番上のレベルは、EUのQualifiedのレベルと同じレベルとして規定。この三つのレベルに基づいて事業者が任意に利用シーンを設定することを想定している。例えば、レベルが高くないものは金額が安いものに用いることを、推奨レベルのリモート署名は厳格性が求められる電子契約やレシート、インボイスに活用することを想定。

手塚主査：電子署名には、我が国では特定認証業務と認定認証業務、EUではQualified CertificateとAdvanced Certificateというレベル感が存在。できれば今後日本の言葉で整理してほしい。リモート署名についても、制度に基づいてしかるべきところから認証を受けて業務を行う認定認証業務や、技術的には基準を満たしているが、認定をとらずに運営する特定認証業務に相当するレベル感が存在すると理解。

柴田構成員：自然人の署名に対して、リモート署名の基準等をどうすべきかという議論はいままでされてきたところ。一方で、eシールについてもリモート署名を行うことが可能であり、リモート署名についての議論はeシールについての議論ともマッチさせる必要がある。

手塚主査：eシールについて検討するに当たって、リモート型で行う場合についても今後の論点だろう。

新井構成員：電子署名法は電子証明書を出すところに力点が置かれた、適格電子証明書を発行するためのルールである。一方、リモート署名は適格な電子署名をするためのルールが論点である。発行と利用でフェーズが違うため議論の混同は避けるべき。eIDAS規則においてもQualified CertificateとQualified eSignatureとで分けて定義されている。

手塚主査：提供者側と利用者側の切り分けを明確にする必要があるだろう。

西山構成員：小川構成員から説明のあった三つのレベルで言うところの推奨以上の基準を満たしたリモート署名事業者に対する認定制度があれば、リモート署名を法的安定性を持って使えるようになるのではないかと。EUと相互認証したい会社は一番上のレベルを自主的に満たせばよい。eシールでリモート署名を利用する場合に関しては、個人の認証をそれほど厳格にする必要がないため、多要素認証は不要だろう。eシールに対する使い方と電子署名に対する使い方をうまく分離してマッピングしていくべき。

手塚主査：eシールについて、資料7-4の「考え方」に対して何か意見はある

か。また、ウェブサイト認証について何か意見はあるか。それぞれについて、異議がないようであるので、資料7-4の「考え方」に基づいて検討を進めることとしたい。

モノの認証について、何か意見はあるか。

谷構成員：他の検討事項と異なり、モノの認証についてはコンセプトレベルでまとまっているところ、具体的にどの主体が検討するかについては考えなくてよいか。

豊重参事官補佐：モノの認証についてはニーズ等が十分に見えていないこともあり、現時点では資料7-4に記載したような内容にとどめている。

赤阪参事官：モノの認証については、認証を個々のパーツごとに行うかロットごとに行うか等、どのような場面で適用していくかについてイメージがまだ定まってないところもあるため、中間取りまとめ以降、年末に向けて引き続き検討していく必要がある。

手塚主査：五つの検討項目が挙げられているところ、検討状況の深さに差があることを踏まえ、年末の取りまとめに向けて検討を進めていく。

タイムスタンプについて何か意見はあるか。異議がないようであるので、資料7-4の「考え方」に基づいて検討を進めることとしたい。

e デリバリーについて意見はあるか。

新井構成員：e デリバリーの前提となるタイムスタンプやe シールの議論が熟しておらず、e シールやタイムスタンプといった、電子データのトラスト、信頼性がしっかり成立してからe デリバリーについては議論すべき。

手塚主査：全体を通して何か意見はあるか。

小川構成員：技術的な基準が定められているか、法律による規制が必要か、技術基準を評価・検証できるかという三つの軸からトラストサービスについて検討することが必要。

本日議論のあった電子インボイスのような形で、トラストサービスの社会的な利用も進むことが想定されるため、例えば CRYPTREG のような、トラストサービスに係る技術が安定的に運用されているか、監査されているかを監視する団体や組織が必要となる。トラストサービスを継続的かつ信頼して使用できるようにするために監視する体制が必要。

eIDAS 規則も参考にしながら検討を進める必要があるが、eIDAS 規則は eID、すなわちサイバー空間上で本人であることをどのように確認するかという問題意識から検討が開始された経緯がある。リモート署名においても、証明書や鍵を使用できるかという観点から、本人確認が非常に重要であり、eID の検討に相当するような、サイバー空間上の本人確認についての議論も必要。

資料7-4の7ページ目、「本人の秘密鍵にログインする際」と記載されているが、「本人の鍵を活性化する」や「本人の鍵を利用する」が正しいのではないか。

柴田構成員：山内理事から紹介があったとおり、EU との相互承認のためには法的
内容、監督と監査、技術的要求事項、さらにトラストの表現が必要であり、
小川構成員から指摘のあった三つの軸以外にも、トラストの表現についても
今後議論が必要。

新井構成員：マイナンバーや法人番号、今後発行される適格証明書発行事業者の
番号のような、国から払い出される普遍的な ID が、正しい組織や人に紐付
けられているかを認定、認証することが、トラストサービスの根幹であり、
eID に相当するものがどのように我々のデータに紐付くのかをしっかりとくみ
上げていくという観点が今後の検討に当たっては重要。

資料 7-4 の 25 ページに「正当性も確認できる包括的な仕組み」という
記載があるが、「包括的」とは、どの ID でも紐付く組織や人の正当性を確認
できるという意味と理解。

宮崎構成員：技術的要求事項や技術標準、標準規格をどのように扱うかが重要。
電子署名法では、下位の法令において技術的な要件を規定している。一方、
EU では、欧州委員会が Mandate 460 という命令を ETSI、GEN、GENELEC に対
して行い、それらの機関のコントロールのもとで EU のプロファイルとして
制定された標準規格を法律が参照する形となっている。標準規格と法制度と
の整合性を保つためには、ISO を引用するだけでなく、国内でコントロール
できるプロファイルを JIS 等で制定し引用する仕組みを検討する必要がある。

手塚主査：ワーキンググループの検討範囲を越えるが、重要な指摘であるため、
どのようにまとめるかは事務局と相談したい。

小笠原構成員：資料 7-4 において、タイムスタンプについてのみ、「国際的な相
互運用に十分留意すること」という記載があるが、リモート署名や e シール
についても同様に、相互運用について整理することが必要。相互運用できれ
ば、ユーザーにとって海外とのやりとりの利便性が大きく向上するだろう。

⑤ その他

事務局から、次回の日程について説明があった。

(3) 閉会

以上